

■ 特集／契約，そして組織内での人権・自由・正義

組織における契約の諸相

本論文は、「契約とは何か」という点をめぐる哲学や法学、社会学における議論を整理し、それをもとに、組織と個人の雇用契約に関わるこれまでの研究を捉えなおすことを目指す。具体的には、契約をめぐる哲学、法学、社会学の議論をもとに「自由主義的契約」と「関係主義的契約」という契約観の理念型を導出し、そこに雇用契約に関する2つの研究群——契約の経済学と心理的契約——をあてはめることで、こうした研究の特徴と偏りを明らかにする。

■ 服部 泰宏 (滋賀大学 経済学部 准教授)

■ キーワード

組織，契約，契約の経済学，心理的契約

I. 問題提起

本論文は、「契約とは何か」という問いをめぐるこれまでの哲学や法学、社会学における議論を整理し、それをもとに、組織と個人の契約に関わるこれまでの研究を捉えなおす試みである。すでに日常的な用語となっている「契約」概念だが、それが意味する内容、すなわち契約とはいかなるものであつていかなるものでないのか、ということに関して、必ずしも一致した見解があるわけではない。本論文ではまず、こうした「契約観」のバラエティについて、哲学や法学、社会学の議論にまでさかのぼって検討する。具体的には、これまでの議論の底流をなす2つの契約観が導出される。1つ目は、Hobbesに始まり、LockeやJean-Jacques Rousseauへと連なる社会契約説に起源を持ち、今日の哲学や法学における契約研究の主流をなす契約観である。契約当事者の自由意思と、両者の同意、自己利益を求める人間観といっ

た、リベラリズムあるいは功利主義的な前提に立つことに特徴がある。2つ目は、社会学者のDurkheimとその影響を受けた法学者のMacneilによって、主流派の契約観へのアンチテーゼとして提唱された契約観である。リベラリズム志向の強い主流派の契約観に対して、社会的関係や共同体における連帯を強調する、いわゆる共同体主義的な契約観である。

本論文では、前者を自由主義的契約、後者を関係主義的契約と命名し、組織と個人の契約の議論を相対化するための概念空間として設定する。続いて、組織と個人の契約の問題を扱う2つの研究群——契約の経済学と心理的契約論——をこうした枠組みへとあてはめ、それぞれの議論を、それらがよって立つ契約観にまで立ち返って議論をする。具体的には、契約の経済学は自由主義、心理的契約は関係主義的な契約観にそれぞれ立脚していることを指摘したうえで、これらは概念的に独立したものではあるが、我々は、それらを排他的なものとして捉えるのではなく、それらを折衷す

るというプラグマティックな立場をとるべきであることを指摘する。

Ⅱ. 契約の論点：誰によって、なにが、どのように語られてきたのか

本節では、「契約とは何か」という点をめぐるこれまでの法学・哲学的・社会学における議論を概観する。ただしここでは、こうした議論を詳細にわたって検討したり、その理論的な問題点を指摘したりすることはしない。むしろここでの目的は、今日の研究や経営の実践における契約観の源流をなすものとしてこうした議論を捉え、契約をめぐる議論の構図を描き出すことにある。あらかじめ議論を先取りしていえば、ここでは主流派としての「リベラリズム／功利主義的契約観」と、そのアンチテーゼとしての「共同体主義的（関係主義的）契約観」という構図が描き出される。

1. 初期設定としての社会契約説

「契約とは何か」をめぐる議論の構図を描き出すために、ここではまず、契約という観点から社会の成立を捉えたごく初期の研究としてHobbes (1651) に注目する。ここでやりたいのは、Hobbes がどのような問題関心から契約に注目したのかということをはっきりとすることであり、いわば、契約概念の「初期設定」を明確にすることである。これにより、契約概念が様々な研究者達の手によってどのように変形されていったのか、そうした中でも、変わることなく貫かれてきたものは何であったのか、ということ相対化することができるだろう。

Hobbes は、人間の本性 (the nature of man) を、情念に支配された運動としてとらえていた。Hobbes によれば、人間の活動は、自らの意思によって自発的に規定されるのではなく、物体の運動がそうであるように、全く外的な刺激によって開始されるのであり、外的な規制がなければ永遠に止むことがない。情念に支配された個人は、個々ばらばらに、自らの欲望を満たそうと行動する¹⁾。このとき、人間それ自体の本性から引き出

されるべき、善悪を定める共通の規則は存在しない²⁾。人間は、自己の目的を実現しようと合理的に行為するため、状況による制約の枠内で最も効率的な手段を選択しようとする。このように情念に支配された人間の集合においては、自らの欲望の充足を求めてお互いが衝突することになる。情念に支配された複数の人々が同時に同じものを獲得しようとするれば、ある人の獲得は他の人にとっての剥奪を意味するから、人々の間に争いが生まれるのは避けられない。このような人間の本性への洞察から、Hobbes は、自然状態（国家のような共通権力が未発生な状態）においては、「万人の万人に対する闘争 (the war of all against all)」が帰結するという結論を導き出している (Hobbes, 1651, p. 113)。

Hobbes によれば、このような状態を根本的に克服し、人間の相互期待の安定化を達成するためには、人々の情念を外的に規制する能力を持つ共通権力（つまり支配）を、同意によって樹立する必要があるという。

相互の侵害から防衛し、自身の勤勉と土地の収穫によって自己を養い、満足できる生活を可能にするという、そのような能力のある共通の権力を樹立するためのたった1つの方法は、全ての彼らの権力と強さを1人の人間、あるいは1つの合議体に与えることであり、多数者意見によって彼らすべての意志をひとつの意志とすることである。〈中略〉その統一は、各人が各人に対して、次のような仕方、各人の各人との信約によってつくられる。すなわち、それはあなたも同じあり方で権利を与え、権威を付与するという条件の下で、私が、この人あるいはこの合議体に権威を付与し、私を統治する私の権利を与えるという仕方である。 (Hobbes, 1651, pp. 157-158)

平和を作り出しそれを維持するために、個々人は自らの欲望の自由な追求を抑制し、共通権力によってお互いの約束を監視することに相互に同意する。こうした同意こそが社会契約 (social contract) である。このように、個々人が自己の利害に基づいて同意する社会契約によって支配の正当性を説明するやり方は、支配の根拠づけに

「神」を用いてきたそれまでの議論と Hobbes が決定的に異なる点である³⁾。

本論文にとってより重要なのは、Hobbes の契約観である。すでに述べたように、Hobbes の議論の出発点には、情念に支配された個人像がある。人間は自己に課せられた制約の枠内で最も効率的な手段を選択することで、自らの欲望を満たそうとするが、そのとき、人間それ自体の本性から善と悪についての規則が導き出すことはできないとされる。その際、他者の欲求を充足することには何ら注意がはらわれないことは、皮肉なことにそれは「万人の万人に対する闘争」を招来し、結局自分自身の欲求の充足をも不可能にさせてしまう。だからこそ、人々は社会契約への参加を選択する。これは個人が生活の平和と安定と引き換えに、自らの欲望の自由な追求を抑制し、共通権力による相互監視を容認するという社会制度である。ここに、効用の最大化原理を主張するベンサム流の功利主義的志向⁴⁾をみることができる (Parsons, 1937)。加えて、こうした社会契約の特徴は、自由かつ平等な個人を社会の構成主体とし、そうした自由と平等を享受した個人が自発的に同意したものとして契約を捉えた点にある (池田, 2009)。

自由かつ平等な個人による契約を社会の構成原理と位置づける社会契約説は、絶対王政国家を、国民自身による作為の所産としての近代国家へと転換させる政治的変革の主導理念として大きな役割を果たした。ただ、現実には、個人が自由かつ平等に、そして冷静かつ利己的に、社会契約へと参加することによって国家を形成させた事例は、歴史上1つもない (Diamond, 1997)。つまり社会契約とは、近代国家の形成を説明する1つの仮説的な契約なのであって、社会において現実に取り交わされる契約を表すものではない。とはいえ、自由かつ平等な個人による同意を重視する発想は、後に述べるように、リベラリズムに基づく契約観として、契約法学の主流派の議論から日常的な感覚に至るまで、契約をめぐる我々のイメージを強く規定することになる。

2. 古典的契約論とそのリベラリズム／功利主義的契約観

契約法学では、19世紀ごろに確立された契約概念を「古典的契約」と呼び、その後登場した多様なバリエーションと区別することが多い (内田, 1990)。後に述べるように、それは現代において重要な変容を遂げつつあるのだが、それでもなお欧米 (や日本) の契約法学における主流派を形成している。ここでは、古典的契約とはいかなるものかということ概観する。

理論的な説明に入る前に、まず古典的契約における典型的な契約のイメージを描いておこう。近代民法においては、まず、お互いがお互いのほしいものを持っている、見ず知らずの人同士が会おう状況が想定される。彼 (女) らは、お互いに、相手の持つものを売ってほしいと考え、交渉が始まる。契約条件に関する詳細な交渉がなされ、ある程度それがまとまり、一方が「この条件で売ってほしい」という申し込みを行い、他方がそれを承諾した時点で契約が成立する。この時点で、お互いが果たすべき義務は詳細に規定されており、契約成立後に、契約の履行に関して何らかの問題が発生した場合、それは最初に成立した契約によって定められた条件に従って処理されることになる⁵⁾。

以上が、近代民法の下での典型的な契約のイメージであるが (内田, 2000)、ここでは2つのキーワードに注目してその特徴をおさえておきたい。1つ目は、「個人の自由」である。近代民法では、一定の行為能力を備えた人が自らの意思で決定したことに対して他者が介入するべきではないという、「私的自治の原則」が重視される。これは当該契約をするかしないか、どのような契約内容にするかということに関して、当事者には自由が認められるべきだというものであり、裏を返せば、我々が何らかの義務を負うのは、その契約に我々が自らの意思で自由に参加した場合のみである、ということになる。これは、「契約自由の原則」と呼ばれ、近代民法の下での契約の重要な原則をなしている (内田, 1990)。2つ目は、そのような自由な意思を持った当事者が、交渉の末

に「完全な合意」にいたったという点である。近代民法においては、当事者が契約によって拘束される根拠が、彼（女）が合意のうで約束を取り交わしたという事実求められる（Macneil, 1985）。これは、未来の出来事も含めて、必要な事柄をすべて列挙し、それらを当該契約に記載し尽くすことができるという前提に立っている。

つまり古典的契約論の下では、契約するかしないかということに関して自ら判断する自由を有した当事者同士が、その内容について交渉を重ね、完全な同意に達したときにのみ、当事者の義務が発生すると考える。これは個人の自由意思と合意を極端なまでに重視する立場であり、思想的にはHobbes流の功利主義およびリベラリズム（liberalism）⁶の思想に他ならない（Atiyah, 1979；内田, 1990）。すでに述べたように、こうしたリベラリズム／功利主義的契約は、近代民法が想定する「古典的契約」であり、今日の契約論の主流を形成している（内田, 1990, 2000）。また同時に、古典的契約の考え方は、契約というものに対する我々の日常的なイメージをも強く規定していると思われる（内田, 1990）。

3. 古典的契約論へのアンチテーゼ

このような古典的契約へのアンチテーゼとして提唱されたのが、Macneilが主張した「関係的契約（relational contract）」という概念である（Macneil, 1985）。Macneilは、近代社会の生成と発展に関するDurkheim（1893）の議論に依拠し、個人を取り巻く社会関係そのものが契約の拘束力と契約上の義務を生み出すことに注目する、共同体主義的（communitarianism）⁷な契約論を提示した。ここではまず、Durkheim（1893）の議論を概観したうえで、それを契約という文脈の中で展開させたMacneilの関係的契約を検討する。

Durkheim（1893）は、近代社会においては、Hobbesがいう社会契約にかわって、個人々が自ら自由に契約に参加し、そこで定められた範囲内でのみ相手に依存し義務を負う、というように、人々の関係がよりミクロなものになっていくと考

えた。ただしこの場合、社会の安定性を確保するためには、分業によって人々が互いに協力し、関係を継続し、またそうした関係が継続する期間全体にわたって、互いが協力するための条件が整備されていなくてはならない。文章化されるミクロな契約の中に、関係が開始された当初だけでなく、将来にわたって起こりうる状況までもが全て織り込まれていけばよいが、これは現実的には不可能である。このため、古典的契約が想定するような、個人々がその時々につぶミクロな契約は、他者との関係を一時的に規制することには役立つが、そこで生み出される結合はあくまで一時的なものでしかなく、相互の強い連帯を生み出すことはできないという（Durkheim, 1893）。そこでDurkheimは、当事者の合意によって成立する古典的契約だけでなく、社会的な関係とそこでの慣習や風習によって生み出される様々な義務へと注目すべきであると主張した。

こうしたDurkheimの主張を受け、それを契約という文脈の中でさらに展開させたのが、法学者のMacneilである。Macneilによれば、現実の取引において個人は、お互いの関係が成立する段階からすでに無数の共同体へと重層的に参加している。例えば我々は、特定の企業の一員である以前に、日本語という言語を共有する社会のメンバーであり、かつ特定の産業、学校、地域社会といったさまざまな共同体のメンバーである。こうした共同体においては、企業間取引や商品取引、雇用関係に関わるさまざまな慣行や常識、了解や評判が共有され、共同体において我々がいかに振る舞うべきかという「期待」を作り上げている（内田, 1990）。共同体に参加する我々は、そこに所属する他の参加者にとって「納得のいく」行動をとることを求められるため（内田, 2000）、当事者間に明確な合意が存在しない場合であっても、そうした期待は我々の行動を強く規制する。例えば、「一度採用した社員の雇用は、よほどのことがない限り保障されるべきだ」ということが常識とされている社会においては、それが当該個人と会社との文章化された契約に含まれているかどうかに関わりなく、個人はそれを会社の義務だと考

えることだろう。

このように、Durkheimと同じようにMacneilもまた、社会で行われる実際の交換が、当事者を取りまくさまざまな社会的関係によって規定されることを強調する。そしてそうした社会的関係が生み出す期待は、当事者間に明確な合意が存在する場合と同じように、未来の交換を担保するように機能するという。Macneil (1985) は、当事者を取り囲むこうした社会的関係によって規定される義務もまた、契約に他ならないとして、これを「関係的契約 (relational contract)」と呼んでいる。これに対して、古典的契約のように契約成立前後の社会的関係を想定しない契約は、「単発的契約 (discrete contract)」と呼んで区別されている (Macneil, 1985)。

4. 2つの契約観の諸相

以上のように、契約という概念をめぐるこれまでの議論は、Hobbes (1651) にはじまり主流派の法学者へと引き継がれていったリベラリズム／功利主義的契約と、それに対するアンチテーゼとしてDurkheim (1893) によって提示され、Macneil (1985) へと引き継がれた共同体主義的契約とに2分される。本論文では、個人の自由と合意を重視する前者の契約観を自由主義的契約、社会的関係や共同体における連帯を重視する後者を関係主義的契約と呼ぶことにする (表1)。

ここで両者の違いをまとめておこう。自由主義的契約観では、初対面の個人間で行われる単発的な取引が想定され、個人は自らの自由な意思により合意した項目の範囲内でのみ責務を負うとされる。繰り返し述べているように、これは、慣習や常識といった社会的関係ではなく、自由意思を持った利己的な個人による自由な選択こそが、私たちを拘束する義務の源泉だという、リベラリズム／功利主義的な前提に立っている。これに対して、関係主義的契約においては、契約当事者が、彼らを取り巻き、規制する社会的関係によって強く拘束される事実注目する (内田, 1990)。関係主義的契約においては、共同体へと参加した時点で、すでにそこに参加する当該共同体における常

識や了解事項の遵守を求められるという意味で、契約成立における個人の自由は仮定されていない。契約は本人による同意がない場合にも成立するということである。契約内容について、事前に合意が成立するのではなく、それは関係の進行とともに徐々に確定され、必要に応じて変化していくとされる。いわば、プロセスとして契約を捉えているといえる。この点においても、交渉の過程で契約内容についての完全な合意に至ることは可能であり、したがっていったん成立した契約には必要な事項がすべて明確に記載されると考える自由主義の立場と極めて対照的である (内田, 1990)。自由主義の立場からすれば、契約内容が柔軟であるということは契約の失敗を意味するが、関係主義的契約の立場からみれば、こうした柔軟性こそが契約の解消を回避し関係の継続を可能にするものだということになる (内田, 2000)。「我々は、選択とは無関係な理由で連帯や成員の責任を負うことがある」(Sandel, 2009) ことを認めているという意味で、共同体主義的な契約観であるといえよう (内田, 1990, 2000)。

ここで改めて強調しておきたいのは、こうした区別が、現実の実体的な契約における区別というよりは、契約とはどのようなものか、何をもって契約とみなすのか、ということに関する研究者の認識、いわば契約観における区別だということである。

表1 2つの契約観

	自由主義的契約	関係主義的契約
想定する時幅	・スポットとしての契約	・長期間継続するプロセスとしての契約
義務の源泉	・個人の自由・私的自治の原則 ・完全な合意	・(広義の) 共同体への所属 ・社会的関係 (規範・常識・了解)
契約内容の特徴	・事前の合意によって確定 ・固定的	・事前には未確定 ・事後のプロセスの中で時間の経過とともに徐々に確定
個人観	・自由意思をもった利己的個人	・共同体へと埋め込まれた個人
背景にある思想	・リベラリズム ・功利主義	・共同体主義

る。当然のことながら、現実の契約は、自由主義と関係主義の要素を共に含んでいる (Macaulay, 1963, 1977; 加藤・藤本編著, 2005)。例えば、日本企業同士の取引の場合、一方の当事者が作成したごく一般的な文章のみが記載されたものが契約として取り交わされることが多く、両者の交渉によって決定された詳細な契約内容が記載されることは少ない (内田, 2000)。契約履行上に何らかの問題が発生した場合であっても、その解決において、はじめに取り交わされた契約書が援用されることは少ない。これは必ずしも日本的取引の特徴ではなく、アメリカにおいても同様のことが指摘されている。例えばアメリカの法学者 Macaulay (1963) は、アメリカ社会においては相当量の取引が、文章化された契約外のところで行われており、そうした取引においてはいったん成立した契約であっても、それが当事者自身によって柔軟に変更されたり、調整されたりしていることを指摘している。つまりここで描き出した構図は、哲学、法学、社会学における契約概念の理念型であって、現実の契約は自由主義から関係主義にいたる連続量上のいずれかに位置づけられる。

Ⅲ. 経営組織における契約

それでは経営組織における個人と組織の契約については、これまで何が語られてきたのだろうか。それらはどのような契約観に基づいて契約を語ってきたのだろうか。以下では、経営組織における個人と組織の雇用契約に関わる2つの研究群——契約の経済学と心理的契約論に注目し、それを「自由主義的契約—関係主義的契約」という概念空間に位置づけてみたい。それぞれの研究群を、それらがよって立つ契約観にまで立ち返って検討することにより、これまで別々の研究者によって、ばらばらに行われてきた2つの研究群の議論を相対化することがここでの目的である。

1. 契約の経済学

新古典派経済学においては、経営組織が行う取

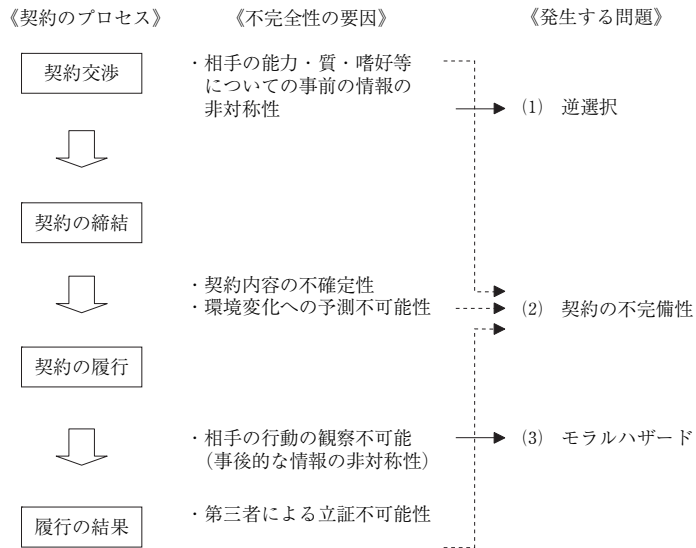
引は、取引主体が当該取引の内容について合意するや否や修了するものと考えられてきた。この場合、取引に関して当事者間で合意が行われると同時に取引が終了するため、そこに不確実性のある余地はない。ところが雇用関係をはじめとする現実の取引は、そのような即時的なものではなく、取引関係が開始されてから、実際の取引が行われるまでかなりの「時間がかかる交換 (deferred exchange)」にならざるを得ない (Cooter and Ulen, 2004)。このような時間のかかる交換取引の場合、双方の契約当事者にとって機会主義的行動を行うインセンティブが存在するため、経済学では、こうしたリスクを制限するために契約が必要になると考える。

経済学において契約は、二者間で双方の行動について双務的にコミットすることに関する合意として定義される (Brousseau and Glachant, 2002)。コミットメントは、裁判所による法的強制力によって実効性をもたらされ、当事者はその契約を受け入れた場合に予想される期待利得が、拒否した場合に得られる留保効用以上の場合に、契約を受け入れるとされる。

ところが実際には、契約が成立して取引が終わるまでに、さまざまな費用が発生したり、契約が機能するために必要な情報が十分に確保できなかったりといった、さまざまな制約が存在する。図1は、当事者が契約内容について交渉を開始し、契約が締結され、当事者によってそれが履行されるプロセスにおいて存在する、さまざまな要因によって生ずる契約上の問題を表している。経済学における契約の研究は、主として、各プロセスにおいて発生するこのような問題をめぐって展開されてきた。

研究者達によってまず注目されたのは、契約当事者間に存在する情報の非対称性であった。情報の非対称性には、契約締結前におけるものと、契約締結後におけるものがあり、前者の存在は逆選択を、後者はモラルハザードをもたらすとされる。中古自動車市場を分析した Akerlof (1970) や Arrow (1971) などを契機に、1970年代以降、「契約の経済学 (economics of contracts)」と

図1 契約の経済学の問題



いう名のもとに、情報の非対称性が存在する中で、最適な契約をいかに設計するかということに関する研究が蓄積されてきた。このように初期の研究は、大まかにいえば、効率的な取引の実現を妨げるこうした契約上の問題を分析するとともに、そうした問題を克服するためのインセンティブ設計のあり方を検討してきた。

1980年代後半になると、情報の非対称性が存在しない状況において発生しうる契約問題として、契約の不完備性へと注目が集まった。不完備契約 (incomplete contracts) とは、本来、「契約を書いて効率性を確保すべき状況において、その必要な契約が十分に描けていない状況あるいは契約」(柳川, 2000, p.177)をさす。初期の研究が、「契約書に、事前に完全な形で裁判所が立証できるように条項を記述できること」を前提としてきたのに対し、不完備契約理論では契約が不完備である事実注目する。

契約が不完備なものとなる理由には3つがある (Rousseau, 1995; 服部, 2011)。1つ目は、人間の情報探索能力に限界があるからである。当事者は、契約書を作成する時点で、全ての必要な情報を手に入れることができない。例えば、雇用契約を作成する時点 (実際に雇用される以前の段階) で、組織側が従業員の人格や仕事への意欲、将来

の離職可能性などを完全に把握することはできないし、従業員側も組織の内部事情について詳細な知識を得ることはできない。したがって、当然のことながら、契約書に全ての内容を記述することができない。仮に全ての情報を入手できたとしても、全てを書き尽くそうとすると、契約書の記載量が現実的な範囲を超えて膨大になってしまう。2つ目は、将来の環境の変化への予測が、基本的に不可能だからである (Williamson, 1975)。仮に、契約成立時点で契約作成に必要な全ての情報が手に入り、考えるあらゆる内容を記載することができたとしても、その後の偶発的な事象の発生によって、当事者を取り巻く外部環境、そして当事者自身が時間とともに変化する。例えば、組織側が、契約書の作成時点で従業員の仕事への意欲を把握できたとしても、それが将来どのように変化するかということまでは予測できない。従業員側も、契約書の作成時点で組織側が採用している雇用制度がいつまで維持されるか、知ることはできないだろう。このように、文章化された契約は、雇用関係が開始される時点において得られる限られた情報に基づくしかなく、将来起こりうる状況を盛り込むことには限界がある。そして3つ目は、裁判所のような第三者に対して、当事者による契約の履行が立証不可能 (unverifiable) で

あり、履行への強制力を完全に発揮できないためである。

これらはいずれも、Simon (1976) のいう「限定された合理性 (bounded rationality)」の問題に関わっている。契約当事者の合理性には限界があるため、完全な契約書の作成に必要な情報を探索しつくすことができず、しかも将来の変化への予測が完全にはできない。また第三者にとって、その履行を完全な形で確認することができないのである。つまり契約の不完備性は、人間が本来の備えている限界ゆえに起こる問題なのである。

契約の経済学の初期の研究が、情報の非対称性が存在する下で文章化された契約をいかにデザインするかという点に注目してきたのに対し、不完備契約論は上記の理由により契約が不完備になるという前提から出発して、それを制度や法律、組織といった契約以外のものによっていかにして補完するか、ということを考える。

2. 心理的契約

経済学がこのように契約を捉えてきたのに対して、経営学者が注目してきたのは心理的契約という概念である。心理的契約の考え方によれば、私たちが他者との間に取り結ぶ約束事には、(1)経済学でいうような文章化された契約だけでなく、(2)文章には記載されないものがありうる (Rousseau, 1995)。文章化された契約は、通常、法律によって履行を担保されるものであり、当事者は契約の交渉段階において、可能な限りその内容を明確にし、必要な事項についてはできる限り記載しようとするだろう。しかしながら、契約の経済学が想定しているように、契約に関する交渉の段階で、契約の締結に必要な全ての情報 (e.g. 相手の能力・質・嗜好等) を契約当事者が持ち合わせているわけではない。仮に必要な情報が全て手に入り、その膨大な情報を契約書に書きつくすことができたとしても、事前予想のできない偶発的事象の発生までは織り込めない。したがって、締結される契約はどうしても、不十分なものとなってしまふ。すでに述べた、契約の不完備性の問題である。そこで我々は、組織参入後にさまざまな情報

探索を行う中で (De Vos, Buyens, and Schalk, 2005; De Vos and Freese, 2011), お互いが当初抱いていた期待を現実的な水準へと調整し (Rousseau, 2001; Schalk and Roe, 2007), 徐々にお互いの義務を確定させていく (Rousseau, 1995)。心理的契約論は、関係の開始に先立って形成される文章化された約束だけでなく、その後の組織社会化の過程で形成される文章化されざる約束をもふくめた、相互義務の全体をもって契約とみなすことに特徴がある (Rousseau, 1989, 1995)。ここでも文章化された契約の内容は、形成される相互義務にとって重要なインプットにはなるが、それは実際に形成される相互義務のほんの一部を占めるにすぎない。大部分は、上記のようなプロセスを経て、事後的に形成されていくとされる。

文章化された契約であれば、第三者による立証可能性に基づき、法的な処罰が適応されるが、文章化されない約束の場合、仮にそれが不履行されたとしても法的な制裁を科されることはない⁸⁾。そのため、約束の履行を担保する何らかの代替的なメカニズムが必要になる。そのメカニズムとは、社会的関係における評判効果である (Rousseau, 1995)。雇用契約の当事者は、限定された市場の中で、長期的な交換を行っている。交換が限定された市場の中で行われることで、約束の履行状況が、直接の契約相手や他の潜在的な契約相手にも容易に知られてしまう (Rousseau, 1995)。この場合、約束の不履行が当事者の市場における評判を低下させ、今後の交換に支障をきたしかねないため、当事者は約束を履行するインセンティブを持つ。しかも、そのような交換は、一回限りで終わるものではなく長期継続的な性格を持っており、当事者にとっては、約束を不履行して短期的な利益を得るよりも、履行によって自らの評判を守ることの利益のほうが大きく知覚される。このように、雇用契約の当事者は、自らが社会的な関係における評判を守る目的で、法的には何ら拘束力のない約束を履行するよう拘束されているのである。社会的ネットワークの存在が履行を担保する、と言い換えても良いだろう。

このように、心理的契約の考え方においては、法律や社会的関係という複数のメカニズムによって履行を担保された、約束の全体を契約と見なす。しかも、文章化された契約とそれ以外の約束との間に、履行を担保するメカニズムが異なるという以上の差異を認めない (Rousseau, 1995)。契約をこのように広く捉えることによって、限定された合理性しか持ち合わせていない当事者間において、お互いの関係が形成・維持されることを説明するのである。

3. 2つの理論の相対化

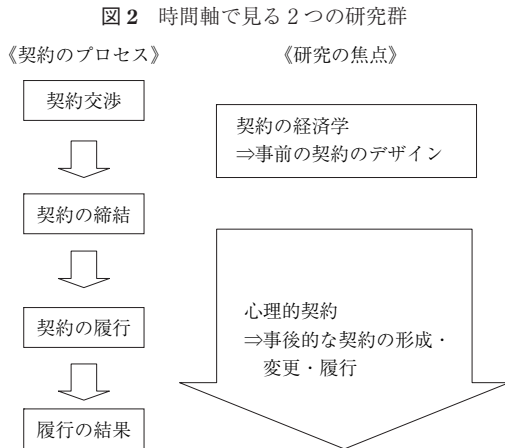
個人と組織の契約についての2つの研究群は、それぞれどのような契約観に立ち、契約のどのような部分に注目してきたのだろうか。以下では、本論文において導出した契約の概念空間に両者を当てはめ、これらを相対化してみたい。

まず契約の経済学においては、契約当事者にとって機会主義的な行動をとるインセンティブが存在する状況下で、どのように事前に契約をデザインするか、またそうした契約が不完備なものとなるとすれば、それは制度や法律、組織といった契約以外のものによって、どのように補完されるかということを考える。このように契約の経済学では、契約を、それが不完備であるかどうかにかかわらず、法的に履行が担保された文章化されたものに限定する。そして、そのような契約を受け入れるかどうかは、当事者によってそれを受け入れることによる期待利得が、拒絶した場合の雇用を上回るかどうかによってきまる、とされる。これは明らかに、自由主義的契約観に近いものといえよう。

これに対して心理的契約は、雇用関係の開始に先立って作成される法的な契約に加えて、雇用関係の開始後の社会化を通じて形成されるさまざまな相互義務もふくめて、契約とみなす。契約の経済学が文章化されない約束を契約外のものとみなすのに対して、心理的契約においては、こうした部分をも契約と含めて捉える。また経済学が契約の不完備性として扱った雇用関係開始後のプロセスにも焦点を当て、というよりも、こうした事後

的なプロセスこそが契約の本質であると考え (Rousseau, 2001)。当事者の義務が、当事者間の事前の合意だけでなく、事後的なプロセスの中で確定されていくとしている点で、心理的契約は関係主義的な色彩の強い契約観だといえるだろう⁹⁾。

これまで全く別々に研究されてきた2つの研究群をこのように相対化してみると、全く別々に研究されてきたものの、両者は雇用契約に関して決して排他的な捉え方をしているわけではなく、契約の異なった側面にそれぞれ焦点を当てているという意味で、むしろ補完的な捉え方をしていることがわかる。ここでは、時間軸の点から、このことを考えてみたい。雇用関係の開始当初、当事者の焦点は、契約内容をできる限り明確なかたちで契約書に記載することにあてられるだろう。効率性を達成するために契約あるいは社会的関係をいかに設計するか、という事前のデザインに注目する契約の経済学は、まさにこの部分に焦点を当てる。事前にデザインされた契約や社会的関係などが、事後的にどのような問題を引き起こすかという点にも関心は向けるが、主たる関心はそうした問題が起こらないようにどのように事前の契約をデザインするか、あるいは法律や社会的関係のような契約外の仕組みによって、いかにそうした問題の発生をおさえるか、ということにある。ところが当初の契約はどうしても不十分になるため、契約当事者は事後的な再交渉によって、事前には確定しきれない契約の中身を埋めようとし、必要であれば、事前にデザインされた契約を変更する。このような雇用関係の開始後のプロセスに光を当てたのが心理的契約である。心理的契約は、すでにさまざまな契約成立のためのデザインがなされていることを前提に、それがどのような契約内容を導くのか、その後のプロセスにおいて契約がどのように運用されるのか、つまりプロセスに注目する。経済学が「不完備」として扱った部分に契約としての実態を与えた、ということもできるだろう。このように時間軸でみれば、契約の経済学と心理的契約は決して排他的なものではなく、現実の契約現象の異なった時点に、それぞれ注目し



てきたといえる。

4. 雇用契約に関わる既存理論の限界

最後に、自由主義—関係主義という概念空間の中に位置づけた際の、契約の経済学と心理的契約の理論的あるいは研究上の課題について検討する。

1つ目は、上記のように両者が本来補完的な関係にあるにもかかわらず、2つの研究群を架橋する研究が行われていないということである。経済学では、いったん成立した契約がその後どのようなプロセスを経て修正、変更、付加されていくかというその部分がブラックボックス化される。他方、心理的契約では、すでに文章化された契約が成立していることを前提とするため、そうしたデザインの有在り方によって事後的なプロセスにいかなる変更が生じるのか、という点を捉えることができない。雇用契約をより長期的な時間軸の中で捉えることによって、これまで別々に展開されてきた2つの研究群の統合を図ることができるだろう。

2つ目の問題は、いずれの研究においても、自由主義的な個人を暗黙のうちに想定しているということである。これは大きく分けて2つの点においてである。

1つは、雇用契約の当事者間には不可避免的に権力の非対称性が存在するという点である。現実の雇用契約において、多くの場合、個人と組織の間

にそもそも権力非対称性が存在するため、実際に組織の中で個人が享受できる自由は極めて限定されている (Collins, 1997; Kerr, 2004; 蔡, 2012)。Kerr (2004) が述べているように、経営組織においては、企業の所有権を前提に、経営者や管理者が従業員に対して権力を行使する余地が大きい¹⁰⁾。したがって、契約の交渉や成立段階で経済学が想定するような自由主義的な前提が満たされることは少ない。また、事後的な交渉・変更の必要性が生じた場合にも、組織と個人の権力の非対称性ゆえに、そうした交渉、変更が組織側にとって有利な形で進行することがありうる。ところが、自由主義的な契約観に立つ契約論はもちろん、関係主義に近い心理的契約においても、このような権力の非対称性が引き起こす契約の問題が十分に議論されているとはいえない。

もう1つは、契約当事者が組織の外でさまざまな規範や価値観を形成させており、それを組織の中に持ち込むということである。Macneil がいうように、個人は、当該組織に参加する前にも、そして参加している最中にも、社会やその他さまざまなコミュニティに重層的に参加し、そこでさまざまな規範や価値観を形成させるだけでなく、そうした規範意識や価値観を、組織の中にもちこむ。たとえば、1990年以前の日本においては、大企業の正社員であれば、よほどのことがない限り雇用が保障されるべきであるということが、一般的な通念であった。こうした通念が、文章化された契約の中に織り込まれることはまれであったが、それでも多くの社員は、長期雇用保障を当然のこととして会社に期待していた。だからこそ、1990年代に起こった正社員の整理解雇が大きな問題として取り上げられたのだろう。しかしながら、こうした問題に対して、経済学も心理的契約も、完全には答えることができていない。

以上2つはいずれも、契約に参加する現実の当事者(従業員も組織側も)が、自由主義的契約観がいうほど自由な存在ではなく、関係主義的契約観において想定されるように、さまざまな社会的制約を受けた存在であるということに関わっている。にもかかわらず、契約の経済学においても心

理的契約においても¹¹⁾、このような社会的制約が与える影響について現在のところほとんど議論がなされていない。関係主義により近い心理的契約においてすら、研究者達は自由主義的な個人を暗黙のうちに想定してきたといえるだろう。その意味で、個人観をより関係主義的なものへと転換することで、これまでの研究が見過ごしてきたさまざまな課題を、契約の問題として議論する道が開かれるのではないだろうか。

IV. 結論：契約観の相克をこえて

本論文では、「契約」という概念を、哲学や社会学、法学にまで立ち返って整理し、組織と個人との間の雇用契約に関するこれまでの議論を捉えなおすという作業を行った。前半は、哲学、法学、社会学における契約概念を検討し、自由主義的契約と関係主義的契約という概念空間を描き出した。後半は、雇用契約に関わる2つの研究群——契約の経済学と心理的契約論をとりあげ、それらを上記の概念空間の中に位置づけた。契約の経済学は自由主義、心理的契約は関係主義に、それぞれ位置づけられること、これらは時間軸で見れば相互に補完的な関係にあるにもかかわらず、現時点ではこれらを架橋するような研究がなされていないこと、さらに、いずれの研究群も、暗黙のうちに自由主義な個人観を前提としており、それゆえに見過ごされてきた課題があることを指摘した。

最後に、既存研究が自由主義的な個人観を前提としてきたのと対照的に、日本企業における現実の雇用契約は、どちらかといえば関係主義的な前提に立ってきたということを指摘しておきたい。多くの研究者が指摘するように、日本企業における契約、とりわけ雇用契約においては、両者の相互義務を事前に詳細に文章化することはあまりない(川島, 1967; 内田, 2000)。文章化された雇用契約自体は多くの企業において結ばれるのだが、これはあくまで形式的なものであり、雇用保障のような重要な約束ですら雇用関係の開始時点で明確にされることはまれであった(川島,

1967; 中根, 1972)。そして雇用関係におけるこのような曖昧さや柔軟性こそが、日本企業の特徴であり強みであるといわれてきた(Dore, 1986)。ここで重要なのは、こうした曖昧さや柔軟性が、両者の関係が長期に及ぶことを前提条件としてきたということである。お互いの関係が長期にわたることが前提とされていたからこそ、事前に契約内容を明確にせず、時間をかけて徐々にそれを明らかにするということが容認されてきた(川島, 1967; 中根, 1972)。

その意味で、今日の日本企業における雇用制度の変更や個人のキャリア意識の変化は、こうした前提条件がもはや成り立たなくなる可能性を示すものといえる。全ての正社員に対して長期雇用を保証できないとすれば、個人は会社に対して何が期待でき、何は期待できないのかということ、事前に明確にしておくことを求めるようになるだろう。また、個人のキャリア意識がますます多様化すれば、従業員はますます多様な規範意識や価値観を組織へと持ち込むようになるだろう。その場合には、雇用契約を、事前に、明確に、そして個別にデザインするという発想がますます必要となってくるだろう。いうまでもなくこれは、本論文でいうところの自由主義的契約の発想に他ならない。このように、理論においても実践においても、我々は自由主義と関係主義いずれか特定の契約観に偏ることなく、これらを折衷するというプラグマティックな立場をとる必要があるだろう。

謝辞

本論文の作成にあたって、多くの先生方から示唆に富む貴重なご指摘やアドバイスをいただきました。2012年度組織学会研究発表大会(於立命館大学)におけるテーマセッション時には、京都大学の武石彰先生、専修大学の廣石忠司先生、東京理科大学の西村孝史先生、同志社大学の太田肇先生、一橋大学の守島基博先生より貴重なコメントをいただきました。また、神戸大学の金井壽宏先生、鈴木竜太先生、高橋潔先生、平野光俊先生には、ご多忙にもかかわらず、日頃よりさまざまなご指導を賜っております。そして最後に、研究者としての先輩であり、本特集とともに作り上げてきた同志でもある、専修大学の蔡芒錫先生、間嶋崇先生、法政大学の林洋一郎先生にも感謝申し上げます。

と思います。

注

- 1) Hobbes は人間の理性や慣習による情動への規制がありうることを認めてはいる。ただ、「人間は強くて頑固になると、彼らは慣習から理性へ、および理性から慣習へ、それが役立つ限りに応じて訴える」ため、それが情念を規制することは難しいという。そして人は、「彼らの利害が要求するならば、慣習から遠ざかり、また理性が彼自身に反するたびごとに、彼らを理性にそむかせる」という (Hobbes, 1651, p. 91)。
- 2) このように Hobbes の理論体系において人間の規範的側面が全く捨象されている点は、後の研究者によって批判されることとなる (Parsons, 1937)。
- 3) 社会契約説の登場以前に支配的であったのは、権力者 (典型的には絶対王政時代の王) は人民を支配する権利を神から与えられたとする「王権神授説」であった。Hobbes 以降の社会契約論は、これにたいするアンチテーゼといえるのであるが、社会契約論の中身そのものに関しては論者によってかなりのバラエティがある。例えば、Hobbes 自身は、人民は社会契約に同意した結果、自らが生まれ持った権利 (自然権) を、共通権力に丸ごと譲渡することになると考えていたが、これは共通権力による人民支配を、「王権神授説」とは異なった論理によって正当化したものであると考えることもできる。したがって政治的制度の外見的な様相に関する限り、Hobbes の主張する社会はこれまでの絶対王政と変わらないものであったとも言える。これに対して、John Locke は、人民が権利をゆだねるのは、王権ではなく人民の中から選択された議会に対してであって、人民はその議会を通じて権力に対する間接的な影響力 (抵抗力も含めて) を持ちうると考えた。Jean-Jacques Rousseau (1762) はさらに、人民が全員参加することによって国家の統治を行う直接民主主義を主張した。このようにどのような社会を理想とするかという点において、各契約論者の主張は微妙に異なっている。ただし「王権神授説」にもとづく権力の正統化へのアンチテーゼであったこと、そして、個人の功利的思考と自由意思にもとづく契約への参加によって、国家の形成が論じられているという点において、社会契約論者の主張は一貫している。以下でも述べるように、本論文にとって重要なのは、2つ目の点である。なお、社会契約論の系譜に関する詳細な議論については、Boucher and Kelly (1994) を参照されたい。
- 4) 功利主義は、イギリスの道徳哲学者 Bentham によって確立された (Bentham, 1979)。Bentham の中心概念は「効用の最大化」である。Bentham によれば、われわれは快楽の感覚に支配されており、我々が行うあらゆる決定がこれに従って行われる。具体的には、一人ひとりの幸福の合計こそが社会の幸福であるといういわゆる「最大多数の最大幸福」の原理であり、その下では、多数者の幸福の増大が実現するのであれば、少数者の幸福を犠牲にすることもやむをえない、ということになる。一見すると極めて冷徹な発想にもみえるが、功利主義の考え方は、実は我々の社会にも深く浸透している (e.g. 交通事故による死傷者が出ることを理解していながら、自動車社会であることを継続

していることなどは、その典型である)。このようにあらゆる幸福を量的な相違の問題としてとらえる Bentham に対して、政治経済学者の Mill は、幸福の質に注目した議論を展開している。

- 5) もちろん、当事者が事前の交渉によってあらゆる契約条件について交渉し、契約書に書きこむことは難しい。そこで民法や商法の中には、当事者の交渉の省力化を図るための任意規定が設定されている。とはいえ、これはあくまで任意規定であるので、当事者はいつでもこれとは異なる合意をすることが可能である。
- 6) 19世紀の後半、欧米を中心に資本主義の逆機能ともいべき貧富の格差拡大が起こり、財と機会の不均等な配分の問題が顕在化した。そうした中で、功利主義に代わって注目され始めたのが、リベラリズムである。リベラリズムとは、生命・自由・財産といった、人が生まれながらにして有している自然権を権力による恣意的な行使から守るべきである、という Locke の思想に端を発する、個人の自由を尊重する立場である。リベラリズムは、個人が自律した存在となることを主張し、既存の伝統や慣習、社会的関係からの規制を否定する (橋本, 2008)。今日のリベラリズムは、「政治的自由の強力な擁護と経済的自由への制約 (政府による競争への介入) を特徴とする、いわゆるウェルフェア・リベラリズム (福祉型リベラリズム) である。なお、自由を尊重するという意味でリベラリズムを「自由主義」と訳すこともあるが、ここでは「リベラリズム」と表記する。というのも、自由を尊重する立場は、ここでいう「リベラリズム」以外にも、さまざまなものがあるからである。例えば、リベラリズムが主張するような、国家・政府による市場経済への介入を否定し、秩序と成長のためには福祉国家による個人の生活と経済活動への介入を縮小し、個人や企業の最大限の自由と多様性を尊重すべきだと主張する新自由主義 (neo liberalism) や (Hayek, 1944; Freedman, 1963)、新自由主義の主張を原理的に徹底させ、秩序と成長のためではなく、原理としての自由そのものを尊重すべきだとするリバタリアニズム (libertarianism) などが (Nozick, 1974)、これにあたる。なお、自由をめぐる多様な政治哲学的立場の諸相については、橋本 (2008) および Sandel (2009) などを参照されたい。
- 7) 共同体主義とは、1970年代以降、個人の自由を尊重するリベラリズムやリバタリアニズムへのアンチテーゼとして登場した、共同体の美德を強調する立場である (Sandel, 1996; Etzioni, 1996, 2001)。共同体主義の考え方によれば、我々は好むと好まざるとにかかわらず、すでに一定の共同体 (community) の中に埋め込まれており、その中においてこそアイデンティティの形成が可能となる。ここでいう共同体とは、ムラ社会のような地域共同体や政治的共同体に限定されたものではなく、個人が参加する広い意味での取引共同体全体を指す。具体的には、特定の業界や企業、学校などをも含む、広範かつ重層的なものが想定されている。共同体主義では、リベラリズムやリバタリアニズムが想定するように、個々人が自由意思に基づいて個々人として結合するような社会ではなく、個人が共同体に参加し、そこに包摂されるような社会こそが、優れた社会であると考えられる。ただし共同体主義は、個人の自由を否定しているわけではなく、それが全体としての共同体の美德とのバラ

ンスにおいて租調されるべきであると考え、その意味で、いわゆる全体主義とは区別される(橋本, 2008)。

- 8) 法律上は、当事者間に何らかの伝達行為が発生し、義務に関する合意がなされたということが第三者によって確認できる場合には、それは契約が成立したとみなされる(川島, 1967)。この場合、契約書の有無は問題とならない。
- 9) Rousseau (1995) は、心理的契約を、その内容によって「取引的契約 (transactional contracts)」と「関係的契約 (relational contracts)」とに分類している。取引的契約とは、賃金をはじめとする経済的な要因に主眼を置き、短期間で関係が解消・更新されるような契約を指す。これに対して関係的契約とは、経済的な要因だけでなく、社会的心理的な側面までも含む包括的な契約であり、比較的長期間継続されるものである。Rousseau によるこうした区別は、組織と個人の間に成立している契約の内容の相違に基づく区別であって、本論文でいう「自由主義的契約」と「関係主義的契約」、あるいは Macneil がいう「単発的契約」と「関係的契約」という区別とは別の問題である。Rousseau (1995) が Macneil の言葉を引用して関係的契約という概念を用いているため誤解を招きやすいのだが、両者がいう意味合いは全く別のものである。Macneil は、自由主義に基づく「単発的契約」と対比する意味で、本論文でいう関係主義的な契約に対して「関係的契約」というラベルを用いている。これに対して Rousseau は、関係論的な契約観に立ったうえで、その内部における分類として、「取引的契約」と「関係的契約」というラベルを使用しているのである。
- 10) 自らが企業の所有者であるオーナー経営者であれば直接的に、またそうでなければ所有者のエージェントとしての経営者が間接的に、従業員に対する権力を行使することになる。しかしいずれにせよ、経営者や管理者は、従業員ではなく企業の所有者の利害を優先させるインセンティブを持つことになる。
- 11) 実は Rousseau (2001) は、個人が組織の中に、さまざまな規範意識を持ち込むこと、そしてそうした規範意識によって個人が知覚する心理的契約の内容が影響を受けることを指摘している。ただし、実証研究においては、こうした点が考慮されてこなかった。

参考文献

- Akerlof, G. A. (1970) "The Market for Lemons: Quality, Uncertainty and the Market Mechanism," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, pp. 488-500.
- Arrow, K. J. (1971) *Essays in the Theory of Risk*, North-Holland.
- Atiyah, P. (1979) *The Rise and Fall of Freedom of Contract*, Oxford: Clarendon Press.
- Bentham, J. (1979) "Tracts on Poor Laws and Pauper Management," in J. Bowring (ed.) *The Works of Jeremy Bentham*, Vol. 8, pp. 369-439.
- Boucher, D. and P. Kelly (1994) *The Social Contract from Hobbes to Rawls*, London Routledge (飯島昇蔵・山岡龍一・金田耕一・佐藤正志・輪島達郎訳 (1997) 『社会契約論の系譜: ホブズからロールズまで』(叢書フロネーシス) ナカニシヤ出版)。
- Brousseau, E. and J. M. Glachant (2002) "The Economics of Contracts and the Renewal of Economics," in E. Brousseau and J. M. Glachant (eds.) *Economics of Contracts: Theories and Applications*, Cambridge University Press.
- 蔡芒錫 (2012) 「組織内での個人の自由」『組織科学』第 46 巻第 1 号, pp.28-45.
- Collins, D. (1997) "The Ethical Superiority and Inevitability of Participatory Management as an Organizational System," *Organization Science*, Vol. 8, pp. 489-507.
- Cooter, R. and T. Ulen (2004) *Law and Economics: 5th International Edition*, Boston: Addison Wesley, Pearson Education.
- De Vos, A., D. Buyens, and R. Schalk (2005) "Making Sense of a New Employment Relationship: Psychological Contract-Related Information Seeking and the Role of Work Values and Locus of Control," *International Journal of Selection and Assessment*, Vol. 13, pp. 41-52.
- De Vos, A. and C. Freese (2011) "Sensemaking During Organizational Entry: Changes in Newcomer Information Seeking and the Relationship with Psychological Contract Fulfillment," *Journal of Occupational and Organizational Psychology*, Vol. 84, pp. 288-314.
- Diamond, J. (1997) *Guns, Germs, and Steel: The Fates of Human Societies*, New York: Norton & Company (倉骨彰訳 (2012) 『銃・病原菌・鉄: 一万三千年にわたる人類史の謎 (上・下)』草思社)。
- Dore, R. (1986) *Flexible Rigidities: Industrial Policy and Structural Adjustment in the Japanese Economy 1970-1980*, The Athlone Press.
- Durkheim, E. (1893) *De La Division Du Travail Social: Etude Sur l'organisation Des Cosietes Superieures, 1^{re} ed.*, Charleston: Biblio Bazaar (井伊玄太郎訳 (1989) 『社会分業論 (上・下)』講談社)。
- Etzioni, A. (1996) *The New Golden Rule: Community and Morality in a Democratic Society*, New York: Basic Books (永安幸正監訳 (2001) 『新しい黄金律: 「善き社会」を実現するためのコミュニタリアン宣言』麗澤大学出版会)。
- Etzioni, A. (2001) *Next: The Road to the Good Society*, New York: Basic Books (小林正弥監訳 (2005) 『ネクスト: 善き社会への道』麗澤大学出版会)。
- Freedman, M. (1963) *Capitalism and Freedom*, Chicago University of Chicago Press (熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳 (1975) 『資本主義と自由』マグロウヒル好社)。
- 橋本努 (2008) 『経済倫理: あなたは、なに主義?』講談社選書メチエ。
- 服部泰宏 (2011) 『日本企業の心理的契約: 組織と従業員の見えざる約束』白桃書房。
- Hayek, F. A. (1944) *The Road to Serfdom*, London Routledge (西山千明訳 (1992) 『隷属への道』春秋社)。
- Hobbes, T. (1651) "Leviathan or the Matter, Forme & Power of a Commonwealth, Ecclesiastical and Civil, Part I-II," in W. Malesworth (1997) (ed.) *The Collected English Works of Thomas Hobbes, Voil. III*, London: Routledge (水田洋訳 (1984) 『リヴァイアサンー・二』岩波書店)。
- 池田太臣 (2009) 『ホブズから「支配の社会学」へーホブズ、ウェーバー、パーソンズにおける秩序の理論』世界思

- 想社。
- 加藤昌伸・藤本亮編著 (2005) 『日本人の契約観：契約を守る心と破る心』三省堂。
- 川島武宜 (1967) 『日本人の法意識』岩波書店。
- Kerr, J. L. (2004) "The Limits of Organizational Democracy," *Academy of Management Executive, Academy of Management Executive*, Vol. 18, pp. 81-95.
- Macaulay, S. (1963) "Non-Contractual Relations in Business: A Preliminary Study," *American Sociological Review*, Vol. 28, pp. 55-67.
- Macaulay, S. (1977) "Elegant Models, Empirical Pictures, and the Complexities of Contract," *Law & Society Review*, Vol. 11, pp. 507-528.
- Macneil, I. R. (1985) "Relational Contract: What We Do and Do not Know," *Wisconsin Law Review*, Vol. 482, pp. 483-525.
- 中根千枝 (1972) 『適応の条件』講談社現代新書。
- Nozik, R. (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell (鳥津格訳 (1992) 『アナーキー・国家・ユートピア：国家の正当性とその限界』木鐸社)。
- Parsons, T. (1937) *The Structure of Social Action*, New York: The Free Press (稲上毅・厚東洋輔訳 (1976) 『社会的行為の構造』木鐸社)。
- Rousseau, D. M. (1989) "Psychological and Implied Contracts in Organization," *Employee Responsibilities and Rights Journal*, Vol. 2, pp. 121-139.
- Rousseau, D. M. (1995) *Psychological Contracts in Organizations: Understanding Written and Unwritten Agreements*, Newbury Park: Sage.
- Rousseau, D. M. (2001) "Schema, Promise and Mutuality: The Building Blocks of the Psychological Contract," *Journal of Occupational and Organizational Psychology*, Vol. 74, pp. 511-541.
- Rousseau, J. J. (1762) *Du Contract Social* (桑原武夫・前川貞次郎訳 (1954) 『社会契約論』岩波文庫)。
- Sandel, M. J. (1996) *Democracy's Discontent*, Cambridge Harvard University Press (小林正弥監訳 (2010) 『民主制の不満：公共哲学を求めたアメリカ (上・下)』勁草書房)。
- Sandel, M. J. (2009) *Justice: What's the Right Things to Do?*, New York: Farrar Straus & Giroux (鬼澤忍訳 (2010) 『これからの正義の話をしよう：いまを生き延びるための哲学』早川書房)。
- Schalk, R. and R. E. Roe (2007) "Towards a Dynamic Model of the Psychological Contract," *Journal of the Theory of Social Behavior*, Vol. 37, pp. 167-182.
- Simon, H. A. (1976) *Administrative Behavior 3rd ed.*, New York: The Free Press (松田武彦・高柳暁・二村敏子訳 (1989) 『経営行動』ダイヤモンド社)。
- 内田貴 (1990) 『契約の再生』弘文館。
- 内田貴 (2000) 『契約の時代』岩波書店。
- Williamson, O. E. (1975) *Markets and Hierarchies*, New York: The Free Press (浅沼萬里・岩崎晃訳 (1980) 『市場と企業組織』日本評論社)。
- 柳川範之 (2000) 『契約と組織の経済学』東洋経済新報社。